

○教学委員会規程

(名称)

第1条 愛知大学(愛知大学短期大学部を含む。以下「本学」という。)に、教学委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 前項の委員会は、豊橋校舎及び名古屋校舎に置き、それぞれ豊橋教学委員会、名古屋教学委員会と称する。

(目的)

第2条 委員会は、本学の重要な教学事項を審議、立案し、各教授会に提案することを目的とする。

2 前項の目的のため、必要に応じて豊橋教学委員会及び名古屋教学委員会を合同で開くことができる。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に定める者をもって組織する。

(1) 教学部長

(2) 各学部(短期大学部を含む。以下同じ。)の教学主任

(3) 共通教育科目運営組織の中から選ばれた者 3名

2 前項第2号及び第3号に掲げる者を、教学委員(以下「委員」と略す。)と称する。

(教学部長)

第4条 教学部長は、委員及び各教授会から選出した教学部長推薦委員会委員各1名で構成する教学部長推薦委員会の推薦により、常任理事会の議を経て、学長が委嘱する。

(教学主任)

第5条 教学主任は、学部長(短期大学部長を含む。以下同じ。)の推薦により教授会の了承を経て、学長が委嘱する。

(任期)

第6条 教学部長及び委員の任期は2年とする。ただし、教学主任の任期は当該学部長の任期を超えないものとする。

2 教学部長及び委員が任期中に交替したときは、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

3 教学部長及び委員は、再任を妨げない。ただし、教学部長の連続就任は2期4年を限度とする。

(審議事項)

第7条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議・立案し、各教授会に提案する。

(1) 本学全体の教育方針及び教育環境の整備にかかわる事項

なお、上記事項には下記のものを含む。

イ 高大連携に関する事項

ロ 入学前教育及び補習教育に関する事項

ハ FD活動に関する事項

ニ 教材開発、教材研究に関する事項

(2) 各校舎における学部間のカリキュラムの改革、調整及び点検に関する事項

(3) 共通教育科目の授業計画立案、実施及び調整に関する事項

(4) 各学部専門教育科目間、又は各学部専門教育科目と共通教育科目に関する調整事項

(5) 共通教育科目の人事計画、非常勤教育職員の任用及び専任教育職員の人事に関する提案事項

(6) その他、委員会の目的との関連で必要と認められる事項

2 前項第5号の規定のうち、非常勤教育職員の任用に関する事項は委員会で決定し、愛知大学教授会規程第7条第1項第4号及び短期大学部教授会規程第5条第5号は、これを適用しない。

(委員会の会議)

第8条 委員会の会議は、教学部長が招集し、議長となる。

2 教学部長が事故ある場合には教学部長が代行者を指名し、指名が不可能なときは学長が招集した会議において代行者を決定する。

第9条 委員会は、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(カリキュラム委員会)

第10条 委員会は、必要に応じてその下にカリキュラム改革を立案するカリキュラム委員会を置くことができる。

2 前項のカリキュラム委員会は、教学部長及び教学委員並びに教学委員会で選出した若干名で構成する。

(幹事)

第 11 条 教学委員会に幹事をおき、豊橋教学委員会にあつては豊橋教務課から、名古屋教学委員会にあつては名古屋教務課からそれぞれあてる。

2 幹事は、教学部長の指揮をうけて会務を処理する。

(規程の改廃)

第 12 条 この規程の改廃は、学内理事会の議を経て、大学評議会において決定する。

附 則(制定)

1 この規程は、2004 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程の制定に伴い、「教務委員会規程」(昭和 32 年 7 月 12 日施行)、「短期大学部学生・教務委員会規程」(昭和 42 年 4 月 1 日施行)は廃止する。

附 則(管理運営組織の見直し、教学委員会の組織及びカリキュラム委員会の構成の変更、委員会を合同で開くこと並びに委員以外の者の出席に関する条文の追加、教学調整会議の廃止に伴う改正)

1 この規程は、2005 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程の改正に伴い、旧規程第 3 条に規定する各担当者会議は廃止する。

附 則(事務組織の再編に伴う改正)

この規程は、2007 年 4 月 25 日から施行する。

附 則(審議事項の追加に伴う改正)

この規程は、2007 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(事務組織の再編及び字句整理に伴う改正)

この規程は、2012 年 2 月 9 日から施行する。